

## 新「国税規則調和法」税法案が成立:

- 国税通則法 <sup>P1</sup>
- 所得税法 <sup>P3</sup>
- 付加価値税 <sup>P5</sup>
- 自己開示制度 <sup>P7</sup>
- 炭素税 <sup>P11</sup>
- 物品税 <sup>P13</sup>

## 新「国税規則調和法」税法案が成立

2021年10月29日に大統領が国税規則調和法案(*Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP*)に署名したことにより、この法案が法律No.7/2021(HPP法)として制定されました。

弊社の[TaxFlash No. 19/2021](#), で記載したように、この法律は既存の税法(国税通則/KUP、所得税、付加価値税/VAT、物品税)にいくつかの変更を加える一方で、自己開示制度(*Program Pengungkapan Sukarela: Voluntary Disclosure Program/ VDP*)と炭素税に関する新しい税法を追加しています。

通常通り、特にいくつかの新たな変更点について、さらなるガイダンスとなる後続の施行規則が発行されるのを待たなければなりません。

HPP法には、いくつかの重要な政策の変更と、いくつかの既存の規則の法的根拠を強調し、強化するための条項が含まれています。

本号はHPP法のすべての変更点を網羅することを意図したものではありませんが、税法の各セクションにおける最も重要な変更点を紹介しています。

### 国税通則(KUP)法の変更点

KUP法の変更点は、行政処分、納税者の権利・義務、税務紛争解決プロセスの一部に関連しています。雇用創出法に続き、納税者の「不正行為」に対する行政処分の変更は、一般的に納税者にとって好ましいものと考えられます。この変更により、納税者にとっては確実性が高まる可能性があります。

No.	条項	未払税金の制裁	
		KUP 法 <sup>1</sup>	HPP 法
1	税務申告書の未提出、無効な VAT 補償、0%VAT の無効な使用、または記帳要件の不遵守に関連して発行された支払不足税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar/SKPKB)に対する行政処分:		
	a. ある会計年度における所得税の未払い・過少払い	50% 増額	(MIR*+20%)/12 最大 24 ヶ月
	b. 源泉徴収されていない、または源泉徴収不足の所得税	100% 増額	(MIR*+20%)/12 最大 24 ヶ月
	c. 源泉徴収されているが、未送金または送金不足の所得税		75% 増額
	d. 付加価値税の未払い・支払不足	100% 増額	75% 増額
2	納税者からの異議申立が却下または一部承認された場合の罰金	50%	30%
3	納税者からの控訴が却下または一部承認された場合の罰金	100%	60%

\*MIR: 財務省 (MoF) 金利レート

#### 納税者の権利と義務に関する変更点

##### 1. 納税者番号

HPP法では、今後、納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP)としてインドネシアの居住者番号 (Nomor Induk Kependudukan)を使用することが規定されています。これは、インドネシアの居住者に単一のID番号を導入することを支援する目的です。

##### 2. 納税者の代理人

現行のKUP法では、納税者は適切な「税務能力」を有する代理人を指名することができます。HPP法では、配偶者や2親等以内の血縁または婚姻関係にある家族を代理人とする場合、能力要件は満たす必要はありません。

##### 3. 自己開示制度 (Pengungkapan Ketidakbenaran)

これは、税務調査開始後に納税者が国税総局(DGT)に「自発的な開示」を行うことを扱ったものです。HPP法では、自己開示制度は、現行のKUP法のように税務査定書 (Surat Ketetapan Pajak/SKP)が発行される前ではなく、税務調査指摘事項通知書 (Surat Pemberitahuan Hasil Pemeriksaan/SPHP)が発行される前に行うことができます。

##### 4. 他の当事者を納税者・徴収者として任命

HPP法では、DGTが「他の当事者」を納税者・徴収者として任命することができます。他の当事者とは、関連する取引において直接「関係」しているか、または「ファン

<sup>1</sup> 国税通則法 1983 年 6 号、最新では雇用創出法 2020 年 11 号により改正されました。

リテーター」として行動する者を指します。他の当事者の税務査定、徴収、紛争解決、行政処分に関わるプロセスは、通常の納税者と同等となります。

他の当事者が電子システム運営者(Penyelenggara Sistem Elektronik) である場合には、制裁に加えて、(警告の後)「接続の遮断」が行われる可能性があります。接続遮断後、他の当事者が従えば、接続は正常化します。あるいは、警告を受けた後、他の当事者が直ちに規則に従えば、遮断は行われません。

## 税務紛争解決プロセスに関する変更

### 1. 司法審査プロセスに関する規定

HPP法では、従来のKUP法では規定されていなかった司法審査プロセスに関する規定が新設されました。新规定では、次のように定めています。

- 納税者またはDGTが最高裁判所に司法審査を申請した場合、この申請は、税務裁判所の判決の履行を延期または中止するものではありません。
- 司法審査の判決の結果として生じた税金の支払不足は、60%の罰則金の対象となり、DGTが司法審査の判決を受け取ってから2年以内に税務追徴書(Surat Tagihan Pajak/STP) を通じて徴収されます。

### 2. 相互協議手続(MAP)

HPP法では、税務裁判所や 司法審査の判決公表時点で MAP プロセスが合意に達していない場合、DGT は以下のことができると強調しています。

- 判決の内容が MAP ケースに関係していない場合は、交渉を継続すること。
- 判決の内容が MAP ケースに関連している場合、MAP 交渉中に判決を採用するか、交渉の中止を提案すること。

## 所得税法の変更点

所得税法の最も重要な変更点は、法人税と個人所得税の税率に関するものですが、現物支給(BIK /Benefit-in-Kind)、移転価格税制、その他いくつかの分野についても注目すべき変更点があります。

これらの変更は、2022年度からの適用を目指しています。

### 所得税の税率変更

#### 1. 個人所得税の税率

HPP法では、最初の課税所得層を5千万ルピアから6千万ルピアに変更し、50億ルピア以上の課税所得に対して35%の最高税率を新たに追加しました。これにより、適用される課税所得層と税率は以下のようになります。

課税所得	税率*
≤ 6千万	5%
> 6千万 - ≤ 2億5千万	15%
> 2億5千万 - ≤ 5億	25%
> 5億 - ≤ 50億	30%
> 50億	35%

\* これらの税率は、政府規則(GR)によって変更することができます。

## 2. 2022年以降の法人所得税の税率

HPP法では、2022年度から法人税の税率を20%に引き下げのではなく、22%のままとすることを規定しています。これに伴い、法律No.2/2020の第5条1項(b)の規定が破棄されます。

### 関連者間取引の移転価格に関する変更点

HPP法の第18条では、政府が納税者による租税回避行為を防止する権限を有していることが説明されています。租税回避行為の例としては、以下のようなものが挙げられます。

- 実態に基づかず、形式よりも実質を優先する原則に沿っていない取引をすること。
- 同様の事業を行っている他の納税者の財務実績と比較して、著しく低い利益を計上すること。
- 5年以上営業しているにもかかわらず、不合理な損失を計上すること。

上記の後ろ2つの箇条書きに該当する企業については、国税総局(DGT)は比較可能な企業に対してベンチマークを行い、納付すべき税額を算出することができます。

現行法で既に規定されているように、関連者間取引があった場合、政府は課税所得を算出するために収入と支出の額を再決定する権限を有しています。HPP法では、このような状況下で使用できるいくつかの追加的な方法を認めています。すなわち、独立価格比準法、有形及び無形の資産評価、および事業価値評価です。

また、この説明では、関連者間取引価格と独立企業間価格との差額も配当金とみなされることが強調されています。

HPP法では、特に関連者の基準や関連者間取引における独立企業間原則の実施に関する政府規則の発行を可能にする、新たな権限が与えられていることも注目に値します。

### 特定の個人納税者の非課税限度額

HPP法では、源泉分離課税の対象となる特定の総売上高を持つ個人に対して、1会計年度の非課税総売上高の基準値を5億ルピアとする規定が追加されました。

### 源泉分離課税

現行の所得税法では、いくつかの金融商品の利息が源泉分離課税の対象となっています。HPP法では、金融市場で取引されている短期証券の利息や割引を源泉分離課税の対象の一つとして追加しました。

### 現物支給に関する新規定

現行の所得税法では、ある種の現物支給は従業員にとって非課税である一方、会社にとっては法人税の控除対象外でした。HPP法ではこの点が撤廃され、以下の限定された例外を除き、現物支給は課税対象となりました。

- a. 全従業員に提供される食品と飲料
- b. 特定の地域での現物支給
- c. 仕事を遂行するために必要な現物支給
- d. 地域／州の歳入予算を財源とする現物支給
- e. 一定の基準を満たす特定の種類の現物支給

一方で、これまで損金算入できなかった特定の現物支給（従業員にとって非課税であったため）は、法人税の控除対象として損金算入できるようになります。従業員に課税されない現物支給と法人税の控除対象となる現物支給の種類は、政府規則（GR）によって追って規定されます。

### いくつかの種類の特額控除に関する変更点

#### 1. 金融サービス会社の不良債権に対する貸倒引当金

HPP法では、金融サービス会社の不良債権に対する貸倒引当金の損金算入要件が変更されました。この法律の下では、銀行やその他のローン会社、オプション権を持つ金融リース会社、消費者金融会社、ファクタリング会社の不良債権に対する貸倒引当金は、金融庁（*Otoritas Jasa Keuangan*）との調整を経て、適用される会計基準に基づいて一定の限度額で計算する必要があります。

#### 2. 恒久的な建物および無形資産の耐用年数

減価償却について、HPP法では、恒久的な建物や無形資産の耐用年数が20年を超える場合、20年の定額法または納税者の帳簿に基づく実際の耐用年数を用いて減価償却を行うことができると規定されています。

#### 3. 利息控除の制限方法の拡大

現行法では、利息控除を制限する方法として、負債資本比率法が用いられています。HPP法では、EBITDA（利払い前、税引き前、減価償却、その他償却前利益）に対する比率など、国際的に一般に使用されている方法に拡大されます。

### **付加価値税の変更点**

HPP法では、数十年前から導入されている基本的な特徴を含むVAT規則が大幅に変更されました。この変更には、VATの税率や、いくつかの非課税対象物のステータスが含まれます。新しいVAT規定は、2022年4月1日から有効となります。

#### VAT税率の変更

HPP法では、VATの税率が10%から以下のように引き上げられます。

- 11% – 2022年4月1日より
- 12% – 2025年1月1日より

#### いくつかのVAT非課税対象物のステータスの変更点

前述の通り、HPP法は現行法上のいくつかのVAT非課税対象物のステータスを変更します。あるものはVAT課税対象物となり、あるものは一定の要件を満たせばVAT非課税対象物のままとなり、あるものはVAT課税対象物となりますが、戦略的財・サービスとしての免除措置が設けられます。また、いくつかの財・サービスは、戦略的財・サービスのカテゴリーから除外されます。

以下は、現在VAT非課税対象の財/サービスで、今後、

#### 1. VAT課税対象となるもの

- 産地から直接採取した採掘・掘削製品。
- 郵便サービス
- 政府の外貨準備用以外の金塊
- 広告を伴わない放送サービス
- 公衆電話サービス
- 郵便サービスによる送金



2. VAT非課税対象の財/サービスのままだが、一定の新しい要件があるもの
  - 地方税の対象となるホテル・レストラン等で提供される食品・飲料。
  - 地方税の対象となるホテル、駐車場、ケータリング、芸術、娯楽サービス。
  - 政府が提供するサービスで、他の者が提供できないもの。
  
3. VAT課税対象の戦略的財・サービスになるが、免除優遇措置があるもの
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民のニーズが高い基本的な必需品</li> <li>• 国民健康保険プログラムに基づく医療サービス</li> <li>• 金融サービス</li> <li>• 保険サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育サービス</li> <li>• 営利を目的としない社会サービス</li> <li>• 公共交通機関サービス</li> <li>• 労働サービス</li> </ul>
---	---

#### 戦略的財・サービスの目的範囲の変更点

HPP法では、戦略的財・サービスから以下のようなカテゴリーが削除されました。

- 低所得世帯向けの安価な住宅
- 浄水
- 電力

また、HPP法では戦略的財・サービスの範疇に産業の下流域や非自然災害時に必要な財・サービスが追加されています。

#### インプットVATの控除に関する変更点

HPP法では、インプットVATの控除について、以下のような確認と変更が行われています。

- VATの課税基準として「その他の価値」の方法を用いて財・サービスを取得した場合のインプットVATは、買い手が控除できることの確認。
- セダンやステーションワゴン(取引やレンタル用ではない)などの自動車を購入した際に発生するインプットVATは、控除対象外のインプットVATのリストから削除。
- VAT課税事業者 (*Pengusaha Kena Pajak/ PKP*) が、VAT課税対象の納品とVAT課税対象外の納品の両方を行っている場合のインプットVATの控除に関する詳細。

#### 特定の売上高閾値および特定の事業分野を有するPKPのVAT処理

現行のVAT法では、特定の売上高閾値に該当するPKPおよび特定の事業分野のPKPは、インプットVATの計算に計算規範を用いなければなりません。この規定は、HPP法では削除されています。HPP法では、代わりに、これらのカテゴリーのPKPは、MoFが定めた金額に基づいてアウトプットVATを徴収し、支払うことができると規定しています。このスキームの下でのインプットVATは、販売者が控除することはできません。

## 自己開示制度 (Voluntary Disclosure Programme)

自己開示制度(VDP)は、基本的には、従来の租税特赦制度(以下、TA: Tax Amnesty)プログラムの延長・拡大版です。

HPP法では、2つのVDP制度があります。1つ目(以下、「VDP I」)は、2016-2017年のTA制度に参加していた納税者に適用されます。VDP IIは、以前のTAプログラムと同じ資産取得期間を対象としています。2つ目(以下、「VDP II」)は、個人のみにも適用され、前回のTAプログラム終了後から2020年までの資産取得を対象としています。

### VDP I

#### 対象範囲

VDP IIは、**2022年1月1日から6月30日までの期間**に実施されます。前述の通り、この制度は、前回のTA制度に参加した納税者を対象としています。この制度は、前回のTA制度に参加した納税者が、1985年1月1日から2015年12月31日までに取得した資産のうち、TA制度で開示されなかった資産を開示する機会を提供するものです。

#### 税率

新たに開示された資産は所得とみなされ、以下の割合で純資産額に基づいて源泉分離課税が課されます。

タイプ	税率	再投資・送還ができない	
		源泉分離課税	支払不足税務査定書(SKPKB)の発行により評価される 納税者による自己納付
インドネシアに所在し、適格投資に投資されている資産の申告	6%	4.5%	3%
インドネシアに所在するが、適格投資に投資されていない資産の申告	8%		
インドネシア国外に所在する資産の申告で、次の場合 1. インドネシアに送還された 2. 適格投資に投資されている	6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>再投資できない: 4.5%</li> <li>両方できない: 7.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再投資できない: 3%</li> <li>両方できない: 6%</li> </ul>
インドネシア国外に所在する資産の申告で、次の場合 1. インドネシアに送還された 2. 適格投資に投資されていない	8%	送還ができない: 5.5%	送還ができない: 4%
インドネシア国外に所在し、インドネシアに送還されていない資産の申告	11%		

#### 資産の送還と投資

申告する資産は、国内・海外を問わず、どのような形でも申告することができます。ただし、特定の適格投資対象に投資した場合や、海外資産をインドネシアに本国送還した場合には、低い税率が適用される可能性があります。軽減税率の適用を受けるために、海外資産をインドネシアに本国送還する期限は2022年9月30日までです。

軽減税率の適用対象となる投資は以下の通りです。

- インドネシアにおける天然資源の加工(例: 金鉱石から純金への加工)、または再生可能エネルギー(例: 太陽エネルギー)の事業活動

b. 国債 (Surat Berharga Negara/SBN)

これらの適格投資は遅くとも2023年9月30日までに行われ、投資日から最低5年間保持されなければなりません。

所定の期間内に海外資産を本国に送還しなかった場合、または適格投資先に投資しなかった場合は、2022年度の源泉分離課税が上表の税率で追徴されます。

使用される資産価値

資産申告書 (Surat Pemberitahuan Pengungkapan Harta/SPPH) で使用する純資産額は以下の通りです。

- a. 現金または現金同等物の名目価値
- b. 以下の資産の公示価格
  - 土地、建物、自動車の税務上の売却価格
  - 金および銀のAntamレート
  - インドネシア証券取引所の上場株式・新株予約権の株価指数
  - PT Penilai Harga Efek IndonesiaのSBN、負債証券、コーポレートの債券 (Sukuk) のインデックス上記の前年度末時点のもの
- c. (b)の基準価格が入手できない場合は、公的鑑定人による評価額

手続

申請する納税者は、SPPHに以下の書類を添付して提出する必要があります。

- a. 納税証明書
- b. 資産と負債のリスト、および
- c. 資産の本国送還または適格投資先への再投資に関する声明書 (該当する場合)

国税総局 (DGT) は、納税者がSPPHを提出した時点で承認を書面 (Surat Keterangan/SK) で発行します。SKは、国税総局 (DGT) による審査の結果、申告内容と実際の状況との間に不一致があった場合、修正または取り消されることがあります。

優遇措置

SKを取得した納税者には、以下の優遇措置が適用されます。

- a. 納税者はTA法第18条3項に基づく行政処分 (例: 200%の罰則金) を受けない。
- b. SPPHで申告したデータや情報は、税務犯罪調査や刑事訴追の根拠として使用されない。



## VDP II

### 対象範囲

VDP IIIは、**2022年1月1日から6月30日までの期間**に実施されます。VDP IIは個人納税者のみが対象で、2016年1月1日から2020年12月31日までに取得した資産のうち、2020年の年次所得税申告書(AITR)で開示されておらず、2020年度末時点で納税者がまだ所有している資産にのみ関連します。

### 対象者と要件

VDP IIIは、すべての個人納税者が対象となりますが、以下の手続き中の納税者を除きます。

- a. 2016年度から2020年度までの税犯罪の予備的証拠に関する税務調査
- b. 税務犯罪に対する税務犯罪調査、裁判手続、刑事処分

さらに、申請する納税者は以下の条件を満たす必要があります。

- a. 納税者番号を所有する。
- b. VDP IIプログラムで源泉分離課税を支払っている。
- c. 修正後の2020年分の所得税申告書を提出する。
- d. 税金に関する以下の進行中の法的手続の全てを取り消す。
  - 1) 税金の還付
  - 2) 税金の修正
  - 3) 行政処分の軽減または取り消し
  - 4) 誤ったSKPの軽減または取り消し
  - 5) 誤ったSTPの軽減または取り消し
  - 6) 税務異議申立
  - 7) 税務控訴
  - 8) 訴訟
  - 9) 司法審査

### 税率

新たに開示された資産は収入とみなされ、以下の割合で純資産価値に基づく源泉分離課税が課されます。

税率 タイプ	最終 税金	再投資・送還ができない	
		支払不足税務査定書(SKPKB)の発行により評価される	納税者による自己納付
インドネシアに所在し、適格投資に投資されている資産の申告	12%	4.5%	3%
インドネシアに所在するが、適格投資に投資されていない資産の申告	14%		
インドネシア国外に所在する資産の申告で、次の場合 1. インドネシアに送還された 2. 適格投資に投資されている	12%	●再投資できない: 4.5% ●両方できない: 8.5%	●再投資できない: 3% ●両方できない: 7%
インドネシア国外に所在する資産の申告で、次の場合 1. インドネシアに送還された 2. 適格投資に投資されていない	14%	送還できない: 6.5%	送還できない: 5%

### 資産の送還と投資

海外資産を本国に送還させ、適格な投資先に預ける期限は、VDP Iと同じで、それぞれ2022年9月30日と2023年9月30日となっています。また、適格投資に必要な保有期間は、投資日から5年間です。低税率が適用される適格投資の種類もVDP Iと同じです。

ただし、資産の本国送還や適格投資を行わなかった場合に適用される最終的な税率は、上記の表「VDP II - 税率」に記載されている通り、若干異なります。

### 使用される資産価値

SPPHで使用する純資産額は以下の通りです。

- a. 現金または現金同等物の名目価値
- b. その他の資産の取得価額

### 手続

参加する納税者は、SPPHに以下の書類を添付して提出する必要があります。

- a. 納税証明書
- b. 資産と負債のリスト
- c. 資産の本国送還、適格な投資先への再投資、または税金に関する進行中の法的手続の取り消し（該当する場合）に関する声明書

国税総局(DGT)は、納税者がSPPHを提出した時点でSKを発行します。SKは、国税総局(DGT)による審査の結果、申告内容と実際の状況との間に不一致があった場合、修正または取り消されることがあります。

### 優遇措置

SKを取得した納税者には、以下の優遇措置が適用されます。

- a. 2016年から2020年の会計年度については、SPPHに開示されていない資産に関する新たなデータや情報がない限り、税務調査は行われません。
- b. SPPHで申告したデータや情報は、税務犯罪調査や刑事訴追の根拠として使用されません。

上記(a)の未公開資産は、2022年度の所得とみなされ、KUP法第13条(2)に基づき、30%の源泉分離課税と行政処分が課せられ、SKPKBを通じて徴収されます。

### 制限事項

本法の施行後に提出された2016年度から2020年度までの年次所得税申告書の修正は、提出されていないものとみなされます。

個人納税者が2020年の年次所得税申告書を提出していない場合。

- a. 本法施行前に提出された2020年以前の最新の年次所得税申告書に計上されている資産に加えて、2020年の所得から得られた資産を申告することができる。
- b. 上記以外の資産は、SPPHを用いて本VDP IIで申告する必要がある。

## 炭素税

炭素税は、HPP法に導入された新しい規定で、2022年4月1日から適用される予定です。

### 課税対象

炭素税は、環境に悪影響を与える「炭素排出量」に対して課税されます。炭素税の対象となる「炭素排出量」は、政府規則(GR)を発行することで(年間国家予算案の中で国会と合意した後に)追加・拡大することができます。このため、炭素税の対象範囲を毎年見直すことができるかどうかの問題となります。

しかし、炭素税を導入する際には、以下の2つの「マクロ」要因を考慮しなければなりません。

#### a. 以下を含む炭素税の「ロードマップ」

- 炭素排出削減戦略
- ターゲットとなる優先的な産業・セクター
- 新エネルギーおよび再生可能エネルギー開発プログラムとの整合性
- 他の様々な政策との調整

#### b. 炭素市場ロードマップそのもの

### 課税対象者

炭素を含む商品を購入したり、一定期間に一定レベルの炭素を排出する活動を行う個人や企業が、炭素税の課税対象者となります。

HPP法では、炭素税の課税対象者は、炭素購入者と炭素排出者のいずれかになると広く規定されていますが、政府規則(GR)で明確化される予定です(国会での合意を前提としています)。ここでは、最初の課税対象を電力会社(すなわち、炭素排出者)としています。また、法人(個人ではなく)を課税対象として優先することを強調しています。

### 税率と課税対象となる事象

炭素税の税率は、少なくとも国内炭素市場における1キロ当たりの二酸化炭素換算(CO<sub>2</sub>e)価格とします。

ただし、HPP法に基づき、上記の税率は二酸化炭素換算(CO<sub>2</sub>e)の1kgあたり30ルピアを下回ってはなりません。この基本レートは、MoF規則を発行することで見直すこともできます(国会での協議後)。

つまり、インドネシアに炭素市場が設立されれば、炭素税の税率は市場価格に従うこととなりますが、二酸化炭素換算(CO<sub>2</sub>e)1kgあたり30ルピア(現在の最低価格)を最低基準とすることとなります。

炭素税が課せられるのは以下の時点です。

- a) 炭素を含む商品の購入時
- b) 炭素を排出する活動が行われた各暦年の年末(すなわち、12月)
- c) 政府規則(GR)が決定したその他の時点

## 実施マイルストーン

炭素税の課税は、以下のマイルストーンに沿って段階的に実施されます。

2021	炭素取引メカニズムの開発。
2022 – 2024	石炭火力発電所プロジェクトに対する「キャップ&タックス」の仕組みによる炭素税の課税。そのようなプロジェクトが、政府・関連省庁によって決定された炭素制限・上限を超える炭素排出を行う場合、そのような「超過」に対して炭素税が課されます。  このマイルストーンで適用される「キャップ&タックス」の仕組みが、キャップの対象となる生産者間の炭素「トレード」を可能にする「キャップ&トレード」の仕組みと併用されるかどうかは明らかではありません(下記参照)。  この分野の動向、特に石炭火力発電事業やPLN(国営電力会社)への影響を注視する必要があります。
2025 以降	(段階的な)炭素取引の完全実施と炭素課税の拡大は、関連部門の準備状況、経済状況、適用規模に応じて行われます。

## カーボン「オフセット」

環境分野の法令に基づき、炭素排出の取引やオフセット、その他の仕組みに参加した納税者には、以下が認められます。

- 炭素税の軽減
- 炭素税の納税義務を履行するためのその他の特典

これは、取引やオフセットによって炭素税の義務を軽減することが認められている国際的なアプローチに従ったものと思われます。一方で、取引やオフセットの仕組みは、代わりに炭素税の義務を増加させる(つまり、需要に応じて炭素税の税率を増加させる)ことができます。この「アメとムチ」の仕組みは、インドネシアが気候変動に関するパリ協定の下での約束を果たすことを目的としています。

## 発効日

炭素税の導入は、市場の準備状況に応じて段階的に行われ、最も早い段階では石炭火力電力会社に対して2022年4月1日に導入されます(上記参照)。

## 施行規則

ロードマップ政策、課税対象、課税事象、気候変動問題に対する炭素税収入の配分などをさらに規定するために政府規則(GR)が発行されます。

MoF規則は、炭素税の義務を果たすために、関連する炭素税削減のための税率、課税ベース、行政の仕組み、および手続を規定します。

## 物品税の変更点

HPP法では、物品税法に関するいくつかの変更が行われ、HPP法の施行日から適用されます。

最も重要な点は、HPP法では、電子たばこが物品税の対象となるたばこ製品のひとつとして追加されていることです。また、将来の対象物品の種類追加・削減については、国家歳入・歳出予算案の作成時に議論・合意された後、政府規則(GR)によって規制されることが規定されています。

また、HPP法は、許可、物品の放出、包装されていない物品、犯罪行為に由来する物品、物品税テープの売買に関する違反について、進行中の紛争プロセスを停止する手段を提供しています。紛争プロセスの段階に応じて、以下のように意味合いが異なります。

- 違反行為がまだ審査過程にある場合、納税者が支払うべき物品価格の3倍の行政処分を支払えば、その事件は調査過程に移行しません。
- 違反行為がすでに調査過程にある場合、納税者が本来支払うべき物品価格の4倍の行政処分を支払えば、司法長官は調査過程を終了させることができます(これまでは、納税者は未払い・過払いの物品税に加えて4倍のペナルティを支払わなければなりません)。

どちらの状況でも、違反に関連する物品は国によって没収され、その他の関連商品も国によって没収される可能性があります。



## Your PwC Indonesia Contacts:

**Abdullah Azis**  
[abdullah.azis@pwc.com](mailto:abdullah.azis@pwc.com)

**Gerardus Mahendra**  
[gerardus.mahendra@pwc.com](mailto:gerardus.mahendra@pwc.com)

**Peter Hohtoulas**  
[peter.hohtoulas@pwc.com](mailto:peter.hohtoulas@pwc.com)

**Adi Poernomo**  
[adi.poernomo@pwc.com](mailto:adi.poernomo@pwc.com)

**Hasan Chandra**  
[hasan.chandra@pwc.com](mailto:hasan.chandra@pwc.com)

**Raemon Utama**  
[raemon.utama@pwc.com](mailto:raemon.utama@pwc.com)

**Adi Pratikto**  
[adi.pratikto@pwc.com](mailto:adi.pratikto@pwc.com)

**Hendra Lie**  
[hendra.lie@pwc.com](mailto:hendra.lie@pwc.com)

**Runi Tusita**  
[runi.tusita@pwc.com](mailto:runi.tusita@pwc.com)

**Alexander Lukito**  
[alexander.lukito@pwc.com](mailto:alexander.lukito@pwc.com)

**Hisni Jesica**  
[hisni.jesica@pwc.com](mailto:hisni.jesica@pwc.com)

**Ryuji Sugawara**  
[ryuji.sugawara@pwc.com](mailto:ryuji.sugawara@pwc.com)

**Ali Widodo**  
[ali.widodo@pwc.com](mailto:ali.widodo@pwc.com)

**Hyang Augustiana**  
[hyang.augustiana@pwc.com](mailto:hyang.augustiana@pwc.com)

**Soeryo Adjie**  
[soeryo.adjie@pwc.com](mailto:soeryo.adjie@pwc.com)

**Amit Sharma**  
[amit.xz.sharma@pwc.com](mailto:amit.xz.sharma@pwc.com)

**Kianwei Chong**  
[kianwei.chong@pwc.com](mailto:kianwei.chong@pwc.com)

**Sujadi Lee**  
[sujadi.lee@pwc.com](mailto:sujadi.lee@pwc.com)

**Andrias Hendrik**  
[andrias.hendrik@pwc.com](mailto:andrias.hendrik@pwc.com)

**Lukman Budiman**  
[lukman.budiman@pwc.com](mailto:lukman.budiman@pwc.com)

**Susetiyo Putranto**  
[susetiyo.putranto@pwc.com](mailto:susetiyo.putranto@pwc.com)

**Anton Manik**  
[anton.a.manik@pwc.com](mailto:anton.a.manik@pwc.com)

**Mardianto**  
[mardianto.mardianto@pwc.com](mailto:mardianto.mardianto@pwc.com)

**Sutrisno Ali**  
[sutrisno.ali@pwc.com](mailto:sutrisno.ali@pwc.com)

**Antonius Sanyojaya**  
[antonius.sanyojaya@pwc.com](mailto:antonius.sanyojaya@pwc.com)

**Margie Margaret**  
[margie.margaret@pwc.com](mailto:margie.margaret@pwc.com)

**Suyanti Halim**  
[suyanti.halim@pwc.com](mailto:suyanti.halim@pwc.com)

**Avinash Rao**  
[a.rao@pwc.com](mailto:a.rao@pwc.com)

**Marlina Kamal**  
[marlina.kamal@pwc.com](mailto:marlina.kamal@pwc.com)

**Tim Watson**  
[tim.robert.watson@pwc.com](mailto:tim.robert.watson@pwc.com)

**Ay Tjhing Phan**  
[ay.tjhing.phan@pwc.com](mailto:ay.tjhing.phan@pwc.com)

**Nicholas Sugito**  
[nicholas.sugito@pwc.com](mailto:nicholas.sugito@pwc.com)

**Tjen She Siung**  
[tjen.she.siung@pwc.com](mailto:tjen.she.siung@pwc.com)

**Brian Arnold**  
[brian.arnold@pwc.com](mailto:brian.arnold@pwc.com)

**Nikolas Handradjid**  
[nikolas.handradjid@pwc.com](mailto:nikolas.handradjid@pwc.com)

**Turino Suyatman**  
[turino.suyatman@pwc.com](mailto:turino.suyatman@pwc.com)

**Dexter Pagayonan**  
[dexter.pagayonan@pwc.com](mailto:dexter.pagayonan@pwc.com)

**Oki Octabiyanto**  
[oki.octabiyanto@pwc.com](mailto:oki.octabiyanto@pwc.com)

**Yessy Anggraini**  
[yessy.anggraini@pwc.com](mailto:yessy.anggraini@pwc.com)

**Enna Budiman**  
[enna.budiman@pwc.com](mailto:enna.budiman@pwc.com)

**Omar Abdulkadir**  
[omar.abdulkadir@pwc.com](mailto:omar.abdulkadir@pwc.com)

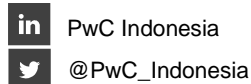
**Yuliana Kurniadjaja**  
[yuliana.kurniadjaja@pwc.com](mailto:yuliana.kurniadjaja@pwc.com)

**Gadis Nurhidayah**  
[gadis.nurhidayah@pwc.com](mailto:gadis.nurhidayah@pwc.com)

**Otto Sumaryoto**  
[otto.sumaryoto@pwc.com](mailto:otto.sumaryoto@pwc.com)

**Yunita Wahadaniah**  
[yunita.wahadaniah@pwc.com](mailto:yunita.wahadaniah@pwc.com)

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)



If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [id\\_contactus@pwc.com](mailto:id_contactus@pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2021 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.